

第8 非常警報設備

問1 EV機械室、地階受水槽室等常時人のいない場所について音響装置（ベル又はサイレン）の設置を緩和することはできないか。また、同様に常時人のいない倉庫、機械室等について、放送設備のスピーカーの設置を緩和することはできないか。

答 前段 地階受水槽室については、音響装置を設けないことができる。また、E V機械室については下階等の音響装置により有効な音量が得られる場合は、設けないことができる。★

後段 規則第25条の2第2項第3号ロ（ロ）の規定によられたい。

問2 昭和44年10月31日付消防予第249号の通達中第4の4にいう「小規模な防火対象物」で非常警報設備の音響装置を設けなくても火災である旨の警報を有効に行なえると認められるものについては、令第32条の規定を適用し差し支えないとあるが、これは人が叫べば聞けると判断できる規模の防火対象物と解してよろしいか。

(例えば、2ないし3教室程度の学校の校舎や幼稚園の園舎等)

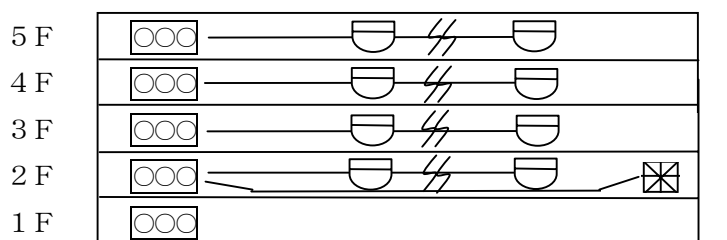
答 お見込みのとおり。(昭和46年5月31日付け消防予第88号)

問3 前問2において、「人が叫べば聞こえると判断できる規模の防火対象物」の取り扱いについて御教示下さい。

答 非特定防火対象物にあつては、階数2以下で、延面積350㎡未満のもの又は特定防火対象物にあつては平屋建てで延面積300㎡未満のものとし、非常警報器具を設置しなければならない対象物においても同様とする。

なお、これらの対象物にあつても人が叫ぶことでは容易に報知することができないと判断される場合は免除できない。

問4 次図のように、自動火災報知設備の総合盤を設置した場合、非常警報設備が設置されたものとして取り扱ってよろしいか。



全体 (16) 項口 1階 (15) 項、2~5階 (5) 項口、各階名200m²

(5) 項口～自動火災報知設備設置対象

(15) 項～非常警報設備設置対象

受信機及び総合盤の間の配線は、耐火配線とする。

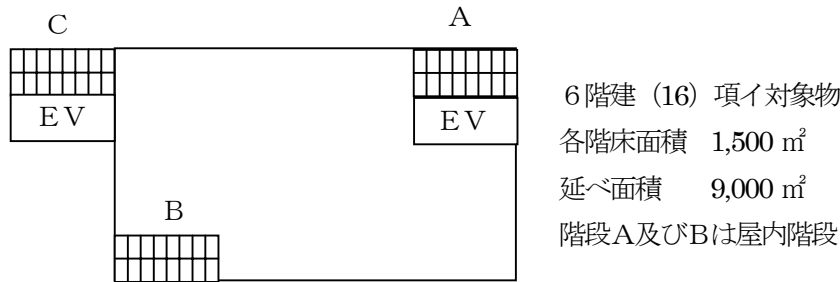
受信機には、ベル回路用バッテリーのほか、起動用回路及び表示灯回路用のバッテリーを設置する。

答 お見込みのとおり、取り扱ってさしつかえない。★

問5 放送設備に外国語によるメッセージを併用してよいか。

答 お見込みのとおり。日本語メッセージ後に外国語メッセージを入れられたい。★

問6 次の対象物における放送設備の区分鳴動方式についてご教示願いたい。



- 答 ①EVは、対象物内すべての感知器発報から放送する。
②階段は、それぞれの階段のみを放送する。
③その他の部分は、基準どおり直上階鳴動とする。
④一定の時間が経過した後、全館一斉鳴動とする。★

問7 区分鳴動方式とする対象物における感知器発報から火災発生放送まで、また、その後の全館一斉鳴動までの時間設定についてご教示ください。

答 火災発生放送までについては、受信機設置場所から最遠の警戒区域までの火災確認に要する往復時間を考慮し、また、全館一斉鳴動までについては、1フロアの収容者数等に伴う避難時間を考慮し設定されたい。

問8 放送設備は、火災階のスピーカー又は配線が燃焼するとスピーカー配線が短絡し、当該階に火災である旨の報知ができなくなることがある。これを防止するために複数配線化が必要であると考えがいかがか。

答 次のとおり指導されたい。★

1 複数回線化の方法

次のいずれかの方法によること。

- (1) 複数回線により構成する方法
- (2) 回路分割装置により分割する方法

2 複数回線化した場合の配線方法

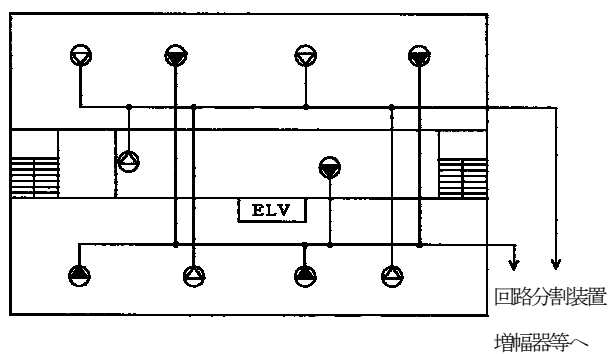
次のいずれかの方法によること。

- (1) 隣接するスピーカー回路を別回路とする方法

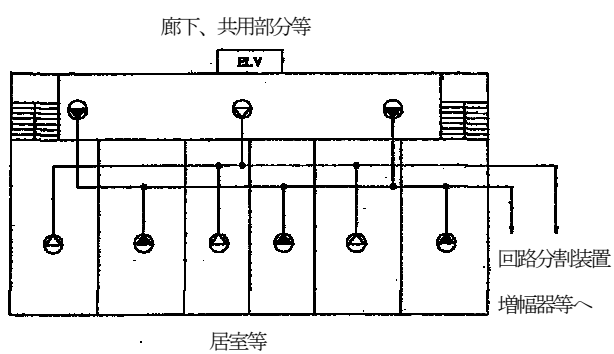
なお、各回路に接続されるスピーカーは、おおむね同数となるよう配置すること。

- (2) 居室部分と廊下等の共用部分を別回路とする方法

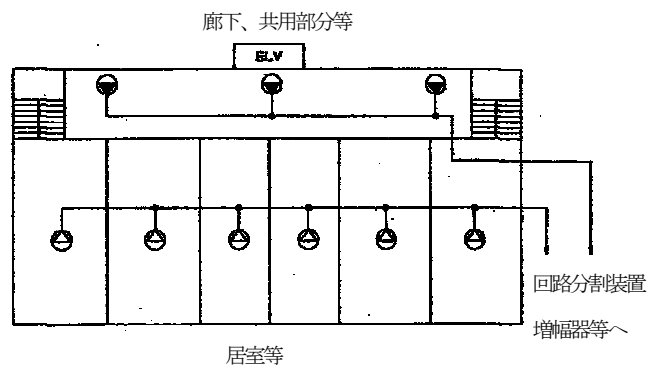
隣接するスピーカーを複数回線化した例



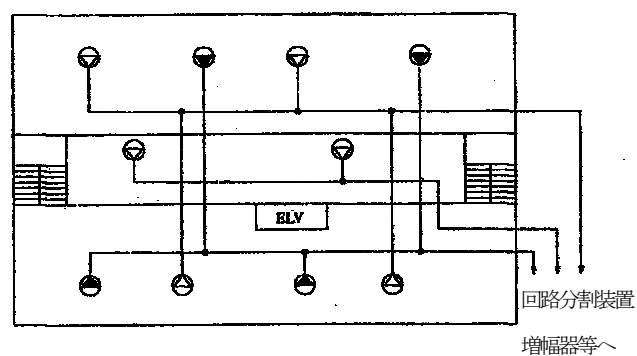
隣接するスピーカーを複数回線化した例



居室と共用部分を複数回線化した例



一報知区域を3分割した例



(平成6年1月6日自治省令第1号による改正後の基準(以下「新基準」という。)による放送設備の設置について)

問9 延べ面積約10,000㎡の国立病院が、平成6年4月1日以降約100㎡の増築予定がある。平成6年2月1日付消防予第22号消防庁予防課長名で通達された、規則第25条の2第2項第3号イ及びロは、原則として既存部分を含め全体に適用されると思われるが、既存部分に対する特例等認められないか。

認められるとすれば、非特定防火対象物で法第17条の2第2項第2号の増築等の場合も同様の取扱いでよいか、ご教示ください。

答 ○ 平成6年4月1日からの施行であるが、現に存する防火対象物の増改築等の工事は施行日以降であっても、本基準は既存部分並びにその増改築部分にも及ばない。

○ 本基準は、平成6年4月1日以降、新築される防火対象物に及ぶものである。

○ 増改築部分が既存部分に対し割合が大ききようであれば、新基準での指導をお願いする。

※ なお、本件質疑は長崎市から県を通じての照会に対する自治省消防庁(当時)の回答である。

問10 新基準施行後の放送設備の設置に係る運用についてご教示願いたい

1 新基準施行後新築した場合

(1)

設置義務有

(2)

設置義務無 (任意設置)

2 新基準施行後増築したことにより設置義務が生じた場合

(1)

既存 1,000㎡ 義務無	増築 2,000㎡
---------------------	--------------

(2)

既存 1,500㎡ 義務無	増築 500㎡
---------------------	------------

3 旧基準で設置されていたもの増築した場合

(1)

既存 2,000㎡ 設置済	増築 500㎡
---------------------	------------

(2)

既存 3,000㎡ 設置済	増築 1,000㎡
---------------------	--------------

4 学校の体育館等別棟新築する場合(校舎等のアンプを利用する場合)

(1)

校舎 設置済

(2)

体育館 義務有

校舎 設置済

体育館 義務無 (任意設置)

答 1 (1)、(2) いずれも新基準適用。

2 (1)、(2) いずれも新基準適用

増築の規模にかかわらず新設となるため新基準を適用する。

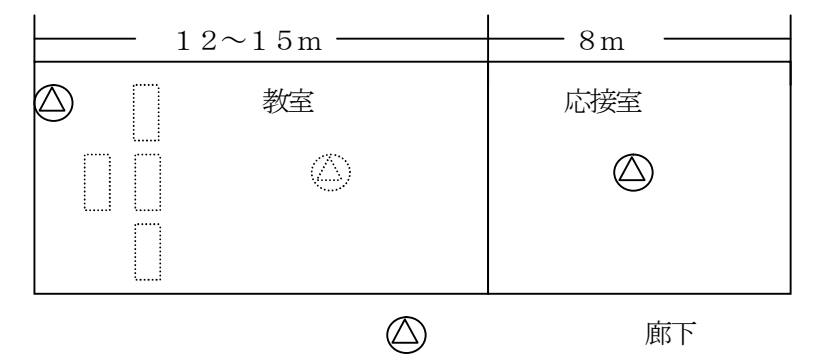
3 (1)、(2) いずれも旧基準適用。ただし、既存アンプの容量が足りない場合、増設部分は新基準適用。

4 (1)、(2) いずれも旧基準適用

ただし、既存のアンプがスピーカーを増設できるだけの容量を確保できない場合、体育館部分は新設となり新基準適用となる。★

※新基準施行日 平成6年4月1日

問 11 下図の学校教室の場合、天井埋込型スピーカーでは水平距離10m以下で1個でよいが、壁掛け型スピーカー（コーン型）を教室前面に設置した場合、1個で認めてよいか。



答 指向性のあるスピーカーであれば、個々にスピーカーの能力を判断して認めて差し支えない。また、体育館、屋内競技場、駐車場等においても同じ扱いとする。★

問 12 非常警報設備の基準(昭和48年2月10日消防庁告示第6号。以下「非常警報設備の基準」という。)第4、第2(1)ロに「防災センター等と通話することができる装置(以下「通話装置」という。)を付置する場合は」とあるが、通話装置は消防法施行規則(以下「省令」という。)第25条の2第2項第2号の2に規定される起動装置若しくは起動装置の直近に設置すればよいか。

答 お見込みのとおり。(平成14年9月30日付け消防予第281号)